

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

- ・ 事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結計算書類の連結注記表
- ・ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ・ 計算書類の個別注記表

第 81 期（2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで）

ムーンバット株式会社

法令及び当社定款第 14 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
に掲載することにより、ご提供しているものであります。

当社ウェブサイト：<https://www.moonbat.co.jp>

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社取締役会において決議した、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりです。

- (1) 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守を確保するために、コンプライアンス担当役員を設置し、「コンプライアンスプログラム」を制定する。
 - ロ. コンプライアンス担当役員の指揮の下、既に設置済の内部監査室において、内部監査を実施し、業務運営の状況を把握して改善を図る。
 - ハ. 既に導入済である内部通報制度については、通報者の保護を徹底し、引き続きその有効な運営を確保する。
 - ニ. 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修等により、コンプライアンスの知識を高め、役職員のコンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。
 - ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、断固とした態度で臨む。
 - ヘ. 財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告にかかる内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。
 - ト. 監査等委員会は独立した立場にたつて、取締役による内部統制システムの整備にかかる運用状況を監査する。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
重要な意思決定及び報告にかかる情報を記録、保存及び管理して、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- (3) 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理体制強化のため、取締役会直轄のリスク管理委員会及びリスク管理担当役員を設置する。
 - ロ. リスク管理委員会において、当社及びその子会社全体の各種リスクの評価を行い、具体的な対応策を検討し、必要な是正措置を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 執行役員制度を導入して、経営意思決定及び業務執行の監督のための機関である取締役会と、業務執行組織を区分する。
 - ロ. 取締役会の将来的なスリム化、活性化及び意思決定の迅速化を目指して、取締役の効率的な業務運営を推進する。
 - ハ. 取締役会から取締役への重要な業務執行の決定の委任に伴い、経営会議を重要事項の審議決定機関とする。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. コンプライアンス担当役員と子会社代表者とが緊密に連携して、業務運営の状況把握、改善を図り、業務の適正の確保及びムーンバットブランドの維持向上に努める。
 - ロ. 定期的実施する子会社との会議の中で、子会社の年度事業計画を協議すると共に、財務状況その他の重要な情報についての報告を受ける。又、重要な事象が発生した場合には都度、当社と子会社との間で協議等を行い、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ハ. 既に導入済である内部通報制度は、子会社の役職員も同様に通報対象者とした設計となっており、子会社ともども通報者の保護を徹底し、引き続きその有効な運営を確保する。
 - ニ. 当社が実施するコンプライアンス研修等は、子会社役職員も同様にその対象者とし、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会から要請があった場合には、当社の使用人の中から適切な人材を専従スタッフとして個別に任命して配置する。
- (7) 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

- イ. 専従スタッフの独立した業務遂行を確保するために、当該使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
 - ロ. 当該使用人に対して監査等委員会が指示した補助業務については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令権が及ばないこととする。
- (8) 当社及びその子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は監査等委員会に対して、定期的に以下の事項について報告する。
 - a. 内部監査の結果
 - b. 内部通報制度を利用した通報の状況
 - c. その他業務執行に関する重要な事項
 - ロ. 上記以外においても、当社及び子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は随時、以下の事項を監査等委員会に報告する。
 - a. 当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生
 - b. 法令違反等の不正行為が発生する可能性もしくは発生した事実
 - c. 当社及び子会社の信用を著しく失墜させる事態
 - d. 内部管理の体制、手続き等に関する重大な欠陥や問題点
 - e. 重要会議の開催予定
 - ハ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会から要請があった場合には、必要な資料を添えて説明する。
 - ニ. 監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役は、役職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するように努める。
 - ロ. 代表取締役と監査等委員との意見交換を密にし、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ハ. 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
- イ. コンプライアンス担当役員を任命しております。
 - ロ. 内部監査室において内部監査を実施し、業務運営の状況の把握及び改善に向けて、推進しております。
 - ハ. 内部通報制度を実施し、引き続きその有効な運営を確保してまいります。
 - ニ. 「コンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス担当役員の指揮の下、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を実施しております。
 - ホ. インサイダー取引の未然防止等のため、当社の役員等について日本証券業協会の構築するJ-IRISSに登録しております。
 - ヘ. 反社会的勢力に対する本対応方針は、社内「コンプライアンスプログラム」においても明確に規定し、情報収集・管理も一元的に行いつつ、外部専門機関とも連携しながら、周知徹底を図っております。
 - ト. 取締役会直轄のリスク管理委員会が中心となって、内部統制の運用状況の確認や不備事項の改善指導を実施できる体制となっております。
 - チ. 監査等委員会は独立した立場にたって、監査しております。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制について
社内規程を整備し、各種記録の保存方法・取扱方法を定めております。
- (3) 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
- イ. リスク管理担当役員を任命しております。又、取締役直轄でリスク管理委員会を設置し、会長

兼社長執行役員がリスク管理委員長を務めております。リスク管理委員会は、日常的なモニタリングを行い、内部統制の運用状況を監視しております。

ロ. 「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会の組織の中で定期的なリスクの識別・分析・評価を行い、優先順位を位置づけて対応する体制になっております。
各種方針・規程・マニュアル等は状況変化に応じて適時見直し、内部統制の有効性の維持向上を図っております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- イ. 執行役員制度を導入しております。
 - ロ. 執行役員制度の導入と併せて、定款により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の定員を10名としております。
 - ハ. 経営会議を重要事項の審議決定機関としております。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- イ. コンプライアンス担当役員は子会社代表者と定期的に相談し、業務運営の状況把握・改善を図っております。
 - ロ. 定例的に子会社との会議を実施し、子会社の年度事業計画を協議すると共に、財政状況その他の重要な情報について報告を受けております。
 - ハ. 子会社の役職員も通報対象者とした内部通報制度を実施中で、引き続きその有力な運営を確保してまいります。
 - ニ. 子会社の役職員も対象としたコンプライアンス研修を実施済みであります。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について
- 現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいませんが、監査等委員会から要請があった場合には、当社の使用人の中から適切な人材を専従スタッフとして個別に任命して配置いたします。
- (7) 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項について
- イ. 監査等委員会より当該使用人の任命の要請あった場合、監査等委員会の職務を補助するスタッフの人事異動・評価等については、監査等委員会の意見を尊重し、対処します。
 - ロ. 監査等委員会より当該使用人の任命の要請あった場合、当該使用人に対して監査等委員会が指示した補助業務については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令権が及ばないようにいたします。
- (8) 当社及びその子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制について
- イ. 全ての取締役会に監査等委員が出席し、情報を共有しております。
 - ロ. 毎月1回定期的に、必要に応じて臨時に、取締役、監査等委員、幹部社員が出席する会議を実施し、意見交換を密にすると共に、各種情報も共有しております。
 - ハ. 監査等委員へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行わないことを確保するための体制を構築しております。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- イ. 取締役は、監査等委員会監査の環境を整備するよう努めております。
 - ロ. 取締役会、各種会議、個別面談を通じて、代表取締役と監査等委員との意見交換は密に行われ、適切な意思の疎通が図られております。
 - ハ. 監査等委員がその職務の執行について当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は、債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,000,000	3,381,201	1,116,104	△524,880	4,972,426
会計方針の変更による累積的影響額			△197,236		△197,236
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,000,000	3,381,201	918,868	△524,880	4,775,190
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△379,635		△379,635
自己株式の取得				△3,691	△3,691
自己株式の消却		△524,995		524,995	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△524,995	△379,635	521,304	△383,327
当 期 末 残 高	1,000,000	2,856,206	539,232	△3,575	4,391,863

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 勘 定 調 整 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
当 期 首 残 高	69,372	—	15,514	9,573	94,460	5,066,887
会計方針の変更による累積的影響額						△197,236
会計方針の変更を反映した当期首残高	69,372	—	15,514	9,573	94,460	4,869,650
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する当期純損失						△379,635
自己株式の取得						△3,691
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△20,106	23,953	12,970	383	17,201	17,201
当期変動額合計	△20,106	23,953	12,970	383	17,201	△366,125
当 期 末 残 高	49,266	23,953	28,485	9,956	111,661	4,503,525

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

当社の子会社は下記の6社であり、すべて連結の範囲に含めております。

ルナ株式会社

株式会社グローリー

エクセレントスタッフ株式会社

東京ファッションプランニング株式会社

A. F. C. ASIA LIMITED

上海慕恩巴特商貿有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海慕恩巴特商貿有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法によっております。

ハ. 棚卸資産

主として総平均法に基づく原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、百貨店、量販店及び各種小売店等を主な得意先としており、毛皮・宝飾品、洋傘・レイングッズ、洋品、帽子等の製品の製造・卸売を行っております。これらの製品については、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、原則として商品又は製品の納入時点において支配が顧客に移転して、履行義務が充足されると判断し収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。これらの製品の販売契約において、得意先との協議により季節的要因等に伴う返品が発生することが想定されます。商品が返品された場合、当社グループは当該商品の対価を返金する義務があります。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き等を控除した金額で測定しております。これらの製品の返品については、返品に伴う予想返金額が天候要因を含む各商品のマーケットの好不調の影響等により変動することから、発生し得ると考えられる予想返金額を確率で加重平均した金額（期待値）による方法を用いて算定し、収益より控除する方法を用いて取引価格を算定しております。この結果、返品に係る負債を認識し、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しております。

取引の対価は履行義務充足後、1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、同社の決算日現在の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、社内で定めたりスク管理方法により、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建取引（金銭債権債務）又は外貨建予定取引の為替変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

ハ. ヘッジ方針

デリバティブ取引は、為替予約取引については輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため、外貨建の買掛金について通常の取引の範囲内で包括的な為替予約取引を行い、12ヵ月

を超える長期の契約、及び投機的な取引は行わない方針をとっております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の通貨種別、期日、金額の同一性を確認することにより、有効性を判定しております。外貨建予定取引をヘッジ対象とする為替予約については、過去の取引実績及び予定取引数量等を総合的に検討しております。

ホ. その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引の実行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

2. 会計方針の変更等に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、返品権付きの商品及び製品の販売については、従来は販売時に対価の全額を収益として認識し、過去の返品実績に基づき売上総利益相当額を流動負債の「返品調整引当金」として計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品及び製品についての売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、「返金負債」を流動負債に、「返品資産」を流動資産に表示しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、返品資産が770,099千円、返金負債が1,132,587千円増加し、返品調整引当金が175,800千円減少しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高が4,607千円増加し、売上原価が6,640千円減少し、一方、従来の方法による返品調整引当戻入額が176,500千円、返品調整引当金繰入額が175,800千円それぞれ減少したことで、売上総利益、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ10,548千円増加又は改善しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は197,236千円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響はありません。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品 3,359,434 千円

棚卸資産評価損 195,184 千円

- (2) その他の情報

① 金額の算出方法

当社は、商品を帳簿価額と正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価し、簿価を切下げておりますが、一定の期間経過後の商品については、一定の消化率の達成状況により定期的に帳簿価額を切下げの方法を採用し原価計上しております。また、トレンドの変化、ブランド改廃等の経営環境の変化により、販売可能性が低下していると判断した商品については、帳簿価額を処分見込額まで切下げております。

② 金額の算出に用いた主要な仮定

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、主力販路である百貨店部門の回復が想定より悪く計画を大幅に下回り、商品在庫が想定より減少しなかったため、同感染症の影響については少なくとも翌連結会計年度も影響を受けると仮定したうえで、将来の販売予測に基づき、商品の販売可能性を判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、その見積額の仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の損益及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

4. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益の分解情報

財又はサービスの種類別に分解した金額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	衣服装飾品	身回り品	計	
毛皮・宝飾品部門	649,108	—	649,108	649,108
洋傘・レイングッズ部門	—	3,800,106	3,800,106	3,800,106
洋品部門	—	1,672,121	1,672,121	1,672,121
帽子部門	—	1,334,176	1,334,176	1,334,176
顧客との契約から生じる収益	649,108	6,806,404	7,455,512	7,455,512
外部顧客への売上高	649,108	6,806,404	7,455,512	7,455,512

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(3)会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 返金負債の残高

顧客との契約から生じた返金負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

返金負債	当連結会計年度
期首残高	1,137,194
期末残高	1,132,587

返金負債は主に、商品及び製品の値引き及び返品に係る負債のうち、期末時点において履行義務を充足していないと見込まれる残高であります。

期首の返金負債残高に含まれていたものは、当連結会計年度の収益として認識しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

建物及び構築物	809,519千円
土地	934,771千円
投資不動産	137,940千円
計	1,882,231千円

上記の物件は、短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）652,041千円及び長期借入金247,959千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

有形固定資産	1,529,694千円
投資不動産	91,292千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,341,733株	一株	567,014株	4,774,719株

(注) 発行済株式の総数の減少567,014株は、自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	566,791株	8,154株	567,014株	7,931株

(注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得7,900株及び単元未満株式の買取り254株による増加分であります。

2. 普通株式の自己株式の数の減少567,014株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

前連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2022年6月29日開催予定の第81回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	14,300千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当金額	3円
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日	2022年6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内管理方法に従いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが短期間の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金の使途は運転資金(短期又は長期)及び設備投資資金(長期)であり、リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。なお、デリバティブ取引は内部管理方針に従い、実需の範囲で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 投資有価証券	167,154	167,154	—
② リース債務（1年内返済予定のものも含む）	243,051	234,835	△8,215
③ 長期借入金（1年内返済予定のものも含む）	287,891	284,903	△2,987

(*1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「デリバティブ取引」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りです。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	55,832千円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	167,154	—	—	167,154
資産計	167,154	—	—	167,154

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務（1年内返済予定のものも含む）	—	234,835	—	234,835
長期借入金（1年内返済予定のものも含む）	—	284,903	—	284,903
負債計	—	519,739	—	519,739

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、京都市に所有する本社ビル等の一部を賃貸業に供しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
403,575	479,545

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末時価は、不動産鑑定評価額等に基づく正味売却価額であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

944円77銭

(2) 1株当たり当期純損失

△79円52銭

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は39.16円減少し、1株当たり当期純損失は2.21円改善しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,000,000	250,000	3,129,372	3,379,372	21,733	1,015,114	1,036,847
会計方針の変更による累積的影響額						△197,236	△197,236
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,000,000	250,000	3,129,372	3,379,372	21,733	817,877	839,611
当 期 変 動 額							
圧縮記帳積立金の取崩					△2,241	2,241	—
当 期 純 損 失						△413,156	△413,156
自己株式の取得							
自己株式の消却			△524,995	△524,995			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△524,995	△524,995	△2,241	△410,915	△413,156
当 期 末 残 高	1,000,000	250,000	2,604,377	2,854,377	19,492	406,962	426,454

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△524,880	4,891,340	69,372	—	69,372	4,960,713
会計方針の変更による累積的影響額		△197,236				△197,236
会計方針の変更を反映した当期首残高	△524,880	4,694,104	69,372	—	69,372	4,763,476
当 期 変 動 額						
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
当 期 純 損 失		△413,156				△413,156
自己株式の取得	△3,691	△3,691				△3,691
自己株式の消却	524,995	—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△20,106	23,953	3,847	3,847
当 期 変 動 額 合 計	521,304	△416,848	△20,106	23,953	3,847	△413,001
当 期 末 残 高	△3,575	4,277,256	49,266	23,953	73,219	4,350,475

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

イ. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ロ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、社内で定めたリスク管理方法により、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建取引（金銭債権債務）又は外貨建予定取引の為替変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引は、為替予約取引については輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため、外貨建の買掛金について通常の取引の範囲内で包括的な為替予約取引を行い、12ヵ月を超える長期の契約、及び投機的な取引は行わない方針をとっております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の通貨種別、期日、金額の同一性を確認することにより、有効性を判定しております。外貨建予定取引をヘッジ対象とする為替予約については、過去の取引実績及び予定取引数量等を総合的に検討しております。

⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引の実行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、百貨店、量販店及び各種小売店等を主な得意先としており、毛皮・宝飾品、洋傘・レイングッズ、洋品、帽子等の商品の製造・卸売を行っております。これらの商品については、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、原則として商品の納入時点において支配が顧客に移転して、履行義務が充足されると判断し収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。これらの商品の販売契約において、得意先との協議により季節的要因等に伴う返品が発生することが想定されます。商品が返品された場合、当社は当該商品の対価を返金する義務があります。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き等を控除した金額で測定しております。これらの商品の返品については、返品に伴う予想返金額が天候要因を含む各商品のマーケットの好不調の影響等により変動することから、発生し得ると考えられる予想返金額を確率で加重平均した金額（期待値）による方法を用いて算定し、収益より控除する方法を用いて取引価格を算定しております。この結果、返品に係る負債を認識し、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しております。

取引の対価は履行義務充足後、1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっておりません。

2. 会計方針の変更等に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、返品権付きの商品の販売については、従来は販売時に対価の全額を収益として認識し、過去の返品実績に基づき売上総利益相当額を流動負債の「返品調整引当金」として計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品についての売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、「返金負債」を流動負債に、「返品資産」を流動資産に表示しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、返品資産が770,099千円、返金負債が1,132,587千円増加し、返品調整引当金が175,800千円減少しております。当事業年度の損益計算書は、売上高が4,607千円増加し、売上原価が6,640千円減少し、一方、従来の方法による返品調整引当金戻入額が176,500千円、返品調整引当金繰入額が175,800千円それぞれ減少したことで、売上総利益、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ10,548千円増加又は改善しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は197,236千円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	3,379,016千円
棚卸資産評価損	195,184千円

(2) その他の情報

連結計算書類の連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

4. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「4. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

建物	807,011千円
土地	934,771千円
投資不動産	140,448千円
計	1,882,231千円

上記の物件は、短期借入金622,109千円、1年内返済予定の長期借入金29,932千円及び長期借入金247,959千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

有形固定資産	1,432,860千円
投資不動産	116,871千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	3,601千円
② 短期金銭債務	789,295千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	18,936千円
② 仕入高	2,537,692千円
③ 販売費及び一般管理費	940,934千円
④ 営業取引以外の取引高	97,180千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	566,791株	8,154株	567,014株	7,931株

(注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得7,900株及び単元未満株式の買取り254株による増加分であります。

2. 普通株式の自己株式の数の減少567,014株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	770,759千円
返金負債	345,892千円
減損損失	262,771千円
退職給付引当金	84,424千円
関係会社株式評価損	50,484千円
投資有価証券評価損	28,632千円
棚卸資産評価損	27,027千円
貸倒引当金	12,489千円
その他	16,429千円
繰延税金資産小計	1,598,909千円
評価性引当額	△1,363,721千円
繰延税金資産合計	235,188千円

(繰延税金負債)

返品資産	△235,188千円
その他有価証券評価差額金	△21,199千円
繰延ヘッジ損益	△10,531千円
圧縮記帳積立金	△8,570千円
資産除去費用	△1,308千円
繰延税金負債合計	△276,798千円
繰延税金負債の純額	△41,610千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として本社及び各事業所におけるコンピュータ機器及び設備(工具器具備品)であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	28,687千円
1年超	51,985千円
合計	80,672千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	住所	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円) 注4	科目	期末残高 (千円) 注4	
				役員 の 兼任等	事業上 の 関係					
子会社	A.F.C. ASIA LIMITED	香港	100	兼任1名	当社の 仕入先	注1	商品等の 仕入	2,103,841	買掛金	143,796
						注2	資金の 返済	66,426	短期借入金	61,205
							資金の 借入	61,205		
							利息の 払	117		
子会社	東京ファッション プランニング 株式会社	京都市	100	兼任1名	当社の 業務 委託先	注1	デザイン 企画料	148,741	買掛金	13,356
						注3	物流業務 委託料	346,667	買掛金	1,085
									未払金	54,852
						注2	資金の 借入	200,000	短期借入金	200,000
							資金の 返済	150,000		
							利息の 払	1,112		
子会社	株式会社 グローリー	京都市	100	兼任2名	当社の 仕入先	注1	商品等の 仕入	252,269	買掛金	65,664
							電子記録 債		55,707	
						注2	不動産 賃貸料	14,710	—	—
							資金の 借入	50,000	短期借入金	50,000
注2	利息の 払	137	—	—						
子会社	エクセレント スタッフ 株式会社	京都市	100	兼任2名	当社の 業務 委託先	注1	店頭販売 業務委託	625,426	未払金	58,576
						注2	資金の 借入	65,000	短期借入金	65,000
							資金の 返済	45,000		
							利息の 払	347		

(注) 1. 取引条件については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 資金の貸付並びに資金の借入に対する利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. 業務委託契約に基づいており、業務内容及び市場価額等を総合的に勘案し協議のうえ決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

912円66銭

(2) 1株当たり当期純損失

△86円55銭

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は39.16円減少し、1株当たり当期純損失は2.21円改善しております。